

令和7年門真市教育委員会第8回定例会

開催日時 令和7年8月26日（火）午後1時30分

開催場所 本館4階 委員会室

議事日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第30号 令和7年度全国学力・学習状況調査結果の公表について
日程第4	議案第31号 動産（水桜学園家具・什器等）の取得の申出について
日程第5	議案第32号 動産（水桜学園児童・生徒用机及び椅子）の取得の申出について
日程第6	議案第33号 令和7年度教育費補正予算の見積り申出について
日程第7	議案第34号 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について
日程第8	議案第35号 門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について
日程第9	報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告
日程第10	諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔

教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	太田 雅貴
教育部学校教育課参事	向井 祐樹
教育部学校教育課参事 兼 教育センター長	岡田 和樹

八木下教育長 開会宣告 午後 1 時30分

日程第 1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 満永 誠一 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第30号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果の公表について
説明者 岡田学校教育課参事

議案書 1 から 2 ページ及び別添カラー刷り資料をご覧ください。令和 7 年 4 月 17 日に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が、7 月 31 日に文部科学省より公表されました。これを受けまして、本市におきましても、市民の皆様に結果をお知らせするため、資料を作成し、公表することといたしました。お手元のカラー刷りの資料をご覧ください。

1 枚目には、小学校 6 年生の国語・算数・理科、および中学校 3 年生の国語・数学における平均正答数と、標準化得点を活用した全国平均との比較グラフを、経年で示しております。なお、中学校 3 年生の理科につきましては、今年度より一人一台端末を用いた CBT 方式での実施となつたため、生徒ごとに異なる問題に

取り組む形式となっております。そのため平均正答数の記載はできず、代わりに I R T、すなわち項目反応理論に基づいて算出された平均スコアを、参考資料として掲載しております。

調査結果を申し上げます。小学校では、国語が96.9%、算数が96.6%、理科が94.7%、中学校では、国語が96.2%、数学が96.3%という結果でした。昨年度との比較では、小学校では国語が0.7ポイント上昇、算数が0.7ポイント下降、中学校では国語が0.9ポイント下降、数学は昨年度と同水準となっております。理科につきましては、小学校では令和4年度と比較して4.2ポイントの上昇が見られました。中学校では、I R Tによる全国平均が503に対し、本市は447という結果でした。

今年度の結果を総括いたしますと、教科ごとに若干の上昇・下降は見られるものの、いずれの教科も昨年度から1ポイント以上の大変動ではなく、全体としては昨年度と同程度の水準を維持していると捉えております。

2枚目には、小・中学校の各教科における設問別正答率、および標準化得点を用いた全国平均との経年比較を掲載しております。

3枚目には、児童・生徒質問調査のうち、授業への意識や自尊感情、家庭学習に関する項目、ならびに生活状況に関する結果をまとめております。

4枚目には、本市が目指す「主体的に学びに向かう力」および「課題を発見する力」の状況を見取るための指標として設定している、関連7項目の結果を掲載しております。前年度との比較では、若干の減少が見られる項目もございますが、多くの項目において全国平均に近い結果となっております。特に、②「学級の友達との話し合い活動」に関連する協働の項目や、⑥「総合的な学習の時間」に関する項目においては、向上が見られました。これらは、伴走チームを中心とした伴走支援の取り組みや、軽井沢風越学園との連携による探究学習の広がりが反映された結果であると捉えております。今後におきましても、教育委員会といたしましては、学校を継続的に支援しながら、子どもたちが課題の解決に向けて自ら考え、自ら取り組む力を育むことができるよう、「子ども主体の学び」および「探究的な学び」を柱とした授業改善を引き続き推進してまいりたいと考えております。

なお、公表につきましては、本日議決をいただけましたら、お配りしております結果概要を本市のホームページに掲載するとと

もに、「広報かどま」にも併せて掲載する予定でございます。

[全委員異議なし]

日程第4

議案第31号 動産（水桜学園家具・什器等）の取得の申出について

説明者 十河教育総務課長

本件は、予定価格2,000万円以上の動産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、門真市長に申し出るものであります。

議案書3ページと4ページをご覧願います。取得する動産の内容といたしましては、議案書4ページの参考資料に記載の水桜学園家具・什器等を2億3,100万円で取得し、取得の相手方、大阪市都島区中野町1丁目7番20号、石元商事株式会社 代表取締役社長 石元 正之と契約を締結するものであります。入札の予定価格は税込みで2億8,155万4千円と設定し、応札業者は、1社、落札率は82.04%でありました。

[全委員異議なし]

日程第5

議案第32号 動産（水桜学園児童・生徒用机及び椅子）の取得の申出について

説明者 十河教育総務課長

本件は、予定価格2,000万円以上の動産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、門真市長に申し出るものであります。

議案書5ページと6ページをご覧願います。取得する動産の内容といたしましては、議案書6ページの参考資料に記載の水桜学園児童・生徒用机及び椅子を1,539万7,778円で取得し、取得の相手方、大阪市都島区中野町1丁目7番20号、石元商事株式会社 代表取締役社長 石元 正之と契約を締結するものであります。入札の予定価格は税込みで5,406万8,740円と設定し、応札業者は、

2社、落札率は28.48%でございました。

[全委員異議なし]

日程第6

議案第33号 令和7年度教育費補正予算の見積り申出について
説明者 十河教育総務課長

はじめに、歳出のご説明をいたします。議案書9ページをご覧願います。（款）教育費、（項）教育総務費、（目）事務局費2万円の追加は、他市町村におけるNHK未契約の報道を受け、本市においても公用車のカーナビ等について調査した結果、未契約である案件が確認されたことから、未納分及び今年度分の受信料につきましては、市長部局で一括して納付することいたしますが、教育総務課にて所有している公用車のカーナビの受信機取り外しが必要となることから、当該費用に係る歳出予算を計上するものでございます。

次に、（款）教育費、（項）中学校費、（目）学校管理費657万5千円の追加は、中学校施設の老朽化に伴い、学校施設の修繕料が当初見込みより増加することから、修繕料の歳出予算を追加するものでございます。

議案書10ページをご覧ください。（款）教育費、（項）教育総務費、（目）事務局費13億7,754万2千円の追加は、義務教育学校新築工事について、建築資材の高騰に伴い変更契約が必要となったため、工事請負費の歳出予算を追加するものでございます。

次に、（款）教育費、（項）教育総務費、（目）教育振興費37万4千円の追加は、門真市立第五中学校にて、医療的ケア児に対する看護師の配置が必要となったため、所要の歳出予算を計上するものでございます。

続けて、（款）教育費、（項）教育総務費、（目）教育振興費71万1千円の追加は、令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金の返還金を計上するものでございます。

戻りまして、議案書8ページをご覧願います。歳入のご説明をいたします。（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、（目）教育費国庫補助金5億5,152万3千円の減額は、学校給食施設整備事業交付金が増額となった一方、都市構造再編集中支援事業費補助金の内

示額が当初の想定を下回ったことから、それらを合わせて国庫支出金の歳入予算を減額するものでございます。これに伴い、(款)市債、(項)市債、(目)教育債22億940万円の内、新統合学校整備事業債17億3,620万円および公共施設整備事業債1億9,290万円の追加は、義務教育学校新築工事における工事請負費の増額及び国庫補助金の変更に伴い、追加するものでございます。また、残る、校内LAN環境整備事業債をはじめとする各種起債の合計である2億8,030万円の追加は、令和7年度から創設されたデジタル活用推進事業債について、児童生徒用端末購入費等への充当が可能となったことから追加するものでございます。

次に(款)繰入金、(項)基金繰入金、(目)教育振興基金繰入金2億8,033万5千円の減額は、先ほど申し上げましたデジタル活用推進事業債の活用等に伴い、教育振興基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、議案書11ページをご覧ください。債務負担行為の追加についてご説明いたします。(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事(令和7年度物価上昇対応分)3億6,223万7千円の追加は、建築資材の高騰等により、増額に伴う変更契約が必要となったため、令和8年度工事における債務負担行為を追加するものでございます。

最後に、議案書12ページをご覧ください。債務負担行為の変更についてご説明いたします。(仮称)第四中学校区小中一貫校維持管理業務委託を3,060万6千円から5,612万5千円に変更するとともに、期間を令和7年度から8年度までとしていたものを10年度までに変更するものでございます。今回の変更につきましては、サウンディング調査の結果、単年度契約では維持管理業務委託の市場性が見込まれないことから、複数年度契約に変更するにつき、債務負担行為を変更するものでございます。

[全委員異議なし]

日程第7

議案第34号 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について
説明者 渡辺教育企画課長

議案書13ページをご覧ください。本件は、門真市立北巣本小学

校を廃止し、門真市立四宮小学校の名称及び位置を変更する等につき、門真市立学校設置条例の一部を改正するものです。

次に、議案書14ページから15ページの新旧対照表をご覧願います。まず、本条例の改正は門真市立四宮小学校及び門真市立北巣本小学校の統合に伴い、新校舎の建設期間中及び完成後それぞれにおいて、学校の名称や位置を定めるものです。

第1条では、校舎建設工事期間の学校運営について、別表中、門真市立四宮小学校の名称を、門真市立北巣本四宮小学校と、位置を、門真市北巣本町2番11号へ変更するとともに、門真市立北巣本小学校を削除いたしております。

続いて、第2条では、新校舎完成後の学校運営について、別表中、門真市立北巣本四宮小学校の名称を、門真市立四宮小学校と、位置を門真市四宮2丁目8番1号へ変更しております。

附則といたしまして、第1項施行期日では、本条例の施行日を令和11年4月1日とし、附則第4項の規定は公布の日、第1条及び附則第2項の規定は令和8年4月1日、附則第5項の規定は令和10年4月1日としております。

また、附則第2項及び第3項では、学校の名称及び位置変更に伴い、門真市立放課後児童クラブ条例に係るクラブの名称及び位置の変更を行うとともに附則第4項及び第5項では就学及び放課後児童クラブ入会等の準備行為について定めております。

八木下教育長： 今回の議案は2段階で学校の名称と位置を変更することになっていますが、名称と位置についての経緯について、もう少し詳しく説明をお願いします。

渡辺教育企画課長： それでは、門真市立学校設置条例の別表、学校の名称及び位置につきまして、今回、四宮小学校及び北巣本小学校の統合に伴い、どのような名称にするかについての経緯を説明させていただきます。

まず、位置については、学校適正配置審議会の第4次答申におきまして、現四宮小学校敷地の配置が望ましいという提言が出されております。これに加えまして、新校舎整備基本計画の策定にあたり、両校の敷地の状況、通学エリア、将来像等を踏まえつつ、現四宮小学校敷地に新校舎を配置するとともに、校舎建設期間においては、先行して両校を統合し、現北巣本小学校敷地において、

運営を行うことを決定したものです。

次に学校の名称についてでございます。校名につきましては、学校設立準備会において、校区の関係者の意見を聞き取る過程で、公募等により新たな名称にしたいとの意見がある一方、この地域に残る学校として、これまでの学校分離の経緯や地域性、歴史等を踏まえて四宮の名前を残したいという意見も多くあり、四宮小学校とする旨の方向性といたしました。その後、北巣本小学校保護者等からの要望を受け、保護者説明会なども開催し、ご意見を伺いながら、一部修正を行い、四宮小学校とはするものの、新校舎建設期間中には北巣本小学校で過ごすことになるため、この3年間の期間については、北巣本四宮小学校とすることとしたものです。

これらを踏まえまして、本条例改正では、新校舎の建設を前提として、現北巣本小学校敷地での3年間の名称及び位置を定める改正と、新校舎完成後、現四宮小学校敷地で運営が開始となる令和11年4月からの名称及び位置を定める改正について、それぞれ規定したものでございます。

八木下教育長： 北巣本小学校敷地にいる3年間は一定配慮して2段階での変更ということですが、ご意見いかがでしょうか。

満永委員： こここの件につきましては、2月に総合教育会議でも議論したところですね。校名や学校の位置は、通う子どもたちは当然なのですが、卒業生や地域の様々な人の思いも強くなっています。私も、総合教育会議にて言わせていただいたのは、私が以前、勤めていた学校は、地域の人々の思い入れを強く感じるところでしたので、門真市には、四宮を含めたそういったところが4校あるのですけれども、この4校は、特に思いが強いのではないかと思います。

一方で、統合に対する不安や心配も当然ですので、一定の配慮は必要かなと思います。今後も、保護者や地域に新しい学校と関わってもらいながら、ともに創っていく工夫を、今後も引き続きやっていただければと思います。

八木下教育長： 他にご意見ございますか。

統合については、いろんな思いとか、考えがあることは理解できますけれども、そもそもは、よりよい教育を実現するために、

統合するというところですので、それぞれの学校がそれぞれ大事にしてきたことや、特徴を生かしながら、特にソフト面の充実を含めて、学校づくりをしていくことが重要だと考えています。

[全委員異議なし]

日程第8

議案第35号 門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について
説明者 大倉教育部次長

議案書16ページをご覧ください。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、別添の門真市教育委員会点検・評価報告書を門真市議会に提出するものです。

それでは、別冊の教育委員会点検・評価報告書をご覧ください。教育委員会では、毎年、その権限に属する事務について、事務の進捗状況を明らかにし、課題を分析するために施策の点検及び評価を行っています。

この点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者に客観的な視点から意見・助言を求めるために、「門真市教育委員会 点検・評価検討委員会」を2回開催し、その意見・助言をいただきました。

点検・評価を実施する方法としましては、「門真市教育振興基本計画」に基づいた教育委員会の主要施策を点検・評価しております。

具体的には実施する施策について、「現状と課題」、「今後の方向性」、「めざす指標」、「主な取組」、「活動指標」、「活動・成果概要」、「成果指標」、「課題と今後の目標」を記載した点検・評価シートを作成し、今後の施策の改善や見直しにつなげております。

なお、点検・評価シートに関しては、「門真市教育振興基本計画」における、7つの施策の方向に沿ったかたちで、作成をしております。

それでは、4ページをご覧ください。まず、「門真市教育振興基本計画」における、施策の方向1「確かな学力の育成」についてです。4つの実施施策を展開しております。具体的な実施施策に係る「点検評価シート」は5ページから21ページに記載しております。

次に、22ページをご覧ください。施策の方向2「すべての子どもへの学習の支援」についてです。3つの実施施策を展開しております。具体的な実施施策に係る「点検評価シート」は、23ページから34ページに記載しております。

次に、36ページをご覧ください。施策の方向3「豊かでたくましい人間性の育み」についてです。6つの実施施策を展開しております。具体的な実施施策に係る「点検評価シート」は37ページから53ページに記載しております。

次に、54ページをご覧ください。施策の方向4「健やかな体を育てる教育の推進」についてです。2つの実施施策を展開しております。具体的な実施施策に係る「点検評価シート」は、55ページから60ページに記載しております。

次に、62ページをご覧ください。施策の方向5「教職員の子どもとの関わりの充実」についてです。2つの実施施策を展開しております。具体的な実施施策に係る「点検評価シート」は、63ページから68ページに記載しております。

次に、70ページをご覧ください。施策の方向6「学校の組織力向上と開かれた学校づくり」についてです。2つの実施施策を展開しております。具体的な実施施策に係る「点検評価シート」は71ページから76ページに記載しております。

次に、78ページをご覧ください。施策の方向7「安全・安心・快適な学びの場づくり」についてです。5つの実施施策を展開しております。具体的な実施施策に係る「点検評価シート」は79ページから96ページに記載しております。

また、97ページから99ページに実施施策ごとに点検・評価検討委員のご意見・ご助言を、100ページには「全体についての意見」を記載しております。

[全委員異議なし]

日程第9

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4

条第1項第1号に係る報告

報告者 太田学校教育課長

八木下教育長より本件は、個人情報にかかる部分が含まれ、
秘匿にする必要があるので、非公開にて審議したいとのこと、各
委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議さ
れた。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 1 時 59 分から午後 2 時 2 分

日程第10

諸報告

番号 1 損害賠償請求事件について
報告者 太田学校教育課長

門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について、その後の状況について御報告申し上げます。

8月6日に、大阪地方裁判所にて弁論準備手続きが実施され、訴訟の争点及び証拠の整理が行われました。本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、次回期日は、9月24日を予定しております。

ーすべての報告が終了ー

八木下教育長

閉会宣言 午後 2 時 04 分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 満永 誠一